

川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業（以下「幼稚園類似施設」という。）を利用する幼児にかかる利用料に関する支援を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設等 満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している標準的な開園時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等のうち市長が別表1に定める基準を満たすもので、次に掲げる施設等ではないもの。

ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設

イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設

ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（子育てのための施設等利用給付（法第30条の2）を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設等を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数の概ね半数を超えない施設等は除く。）

(2) 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する集団活動に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用。）の類ではないもの。

(3) 対象幼児 本市の住民のうち、対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児。

ア 子どものための教育・保育給付（法第11条）を受けている者

イ 子育てのための施設等利用給付を受けている者

ウ 企業主導型保育事業（法第59条の2）を利用している者

(4) 集団指導 本市が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うこと。

(基準適合審査の申請)

第3条 本事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は、川崎市幼稚園類似施設の利用料等補助対象施設等基準適合審査申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、川崎市幼稚園類似施設利用料等補助対象施設に係る内容等変更届（第1号様式の2）により、変更事項について市長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 市長は、前条に規定する対象施設等基準適合審査申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは川崎市幼稚園類似施設利用料等補助対象施設等決定通知書(第2号様式)により、申請を却下したときは川崎市幼稚園類似施設利用料等補助対象施設等基準適合審査申請却下通知書(第3号様式)により、申請を行った事業者に通知するものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により第3条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

(対象費用)

第6条 給付金の対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

(給付基準額)

第7条 対象幼児1人当たりの給付基準額は、1月につき、2万円とする。ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3カ年の平均月額利用料(10円未満の端数がある場合は切り捨て。)が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料とする。

(給付金の額)

第8条 給付金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と月額の給付基準額のいずれか少ない額とする。

(給付金の交付申請等及び申請期限)

第9条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金交付申請書(第4号様式)に関係書類を添えて、市長が別表2に定める日までに、市長に提出しなければならない。

2 対象施設等は市長が別表3に定める日までに、月毎の在籍名簿を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第10条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金交付決定通知書(第5号様式)により、支給しないことを決定したときは川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金不交付決定通知書(第6号様式)により、対象幼児の保護者に通知するものとする。

(支給の方法)

第11条 給付金は、対象幼児の保護者から指定された金融機関の口座へ、川崎市から直接振り込むことにより支給するものとする。

(交付申請内容の変更)

第12条 対象幼児の保護者は申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金変更交付申請書(第7号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更交付決定等)

第13条 市長は、前条に規定する変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金交付決定通知書(第5号様式)により、支給しないことを決定したときは川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金不交付決定通知書(第6号様式)により、対象幼児の保護者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 対象幼児の保護者は、交付決定があった日から30日を経過した日又は交付決定があった会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金実績報告書(第8号様式)(以下「実績報告書」という。)により、市長に報告しなければならない。ただし、対象幼児の対象施設等への在籍が確定し、かつ、対象幼児の保護者が対象施設等に対し利用料を支払った後に交付の申請を行い、交付の決定を受けている場合は実績報告書の提出があったものとみなすことができる。

(給付金の額の確定)

第15条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査等により、当該報告に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、支給すべき給付金の額を確定し、川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金額確定通知書(第9号様式)(以下「確定通知書」という。)により対象幼児の保護者に通知するものとする。ただし、前条ただし書きに該当する場合は、交付決定額をもって給付金の確定額とし、確定通知書による通知は省略するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、対象幼児の保護者又は対象施設等が偽りその他不正な手段により、対象幼児の保護者が給付金の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金交付決定取消通知書(第10号様式)により、対象幼児の保護者に通知する。

(給付金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により給付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係書類の整備)

第18条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(給付金に関する報告等)

第19条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の交付決定を受けた対象幼児の保護者又は代理人に対し報告を求め、または調査することができる。

(指導・監査)

第20条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の交付を実施する観点から、少なくとも概ね1年に1回は、対象施設等に対して本要綱に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施する。

2 市長は、特に必要と認める場合、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(対象施設等)

- 2 令和3年度は、この要綱の施行日の前日において、川崎市幼児園児保育料等補助金交付要綱第3条第2項の規定により、認定を受け、かつ、別表1に掲げる対象施設等の決定基準を全て満たす幼児園を対象施設等とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 1（第 2 条関係）対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児概ね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児概ね 30 人につき 1 人以上であること。 ただし、施設等につき 2 人を下回ってはならないこと。
2 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者の概ね 3 分の 1（集団活動に従事する者が 2 人の施設等にあつては、1 人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士若しくは看護師（准看護師含む。）の資格を有する者又は都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）修了したもの（1 日の利用幼児の数が 5 人以下の施設等に限る。）であること。
3 設備（有する場合）	(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。 (2) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり 1.65 m²以上であること。 (3) 必要な遊具、用具等を備えること。
4 非常災害に対する措置	〔建物がある場合〕 (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 (3) 集団活動室を 2 階に置く場合には建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物、3 階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を 2 階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。 〔建物が無い場合〕 活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。
5 集団活動内容	(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。

6 給食（提供する場合）	幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。
7 健康管理・安全確保	幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。
8 利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。
9 備える帳簿	職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。
10 会計処理	(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

別表 2（第 9 条関係）交付申請書の提出期限

利用料の期間	交付申請書の提出期限
4～9 月分	1 0 月 1 日～1 0 月 3 1 日
1 0～翌年 3 月分	翌年 3 月 1 日～ 3 月 3 1 日

別表 3（第 9 条関係）月毎の在籍名簿の提出期限

幼児の在籍期間	在籍名簿の提出期限
4～9 月分	1 0 月 1 日～1 0 月 3 1 日
1 0～翌年 3 月分	翌年 3 月 1 日～ 3 月 3 1 日

川崎市幼稚園類似施設利用料等補助対象施設等基準適合審査申請書

(宛先) 川崎市長

法人所在地
法人名
代表者職・氏名

川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金交付要綱第3条の規定に基づき対象施設等の基準適合審査を受けたいので、以下のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 設置者・施設等
に関する事項について記入してください。

設置主体	☐ 法人 ☐ 国立大学法人 ☐ 公立大学法人 ☐ 学校法人 ☐ 社会福祉法人 ☐ 株式会社 ☐ NPO法人 ☐ その他法人 ☐ 法人以外 ☐ 個人 ☐ 任意団体
設置者名	
設置者の所在地等	〒 — TEL: — — メールアドレス:
代表者名	氏名: 職名:
施設等の種類	☐ 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出対象施設 (うち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付の有無 ☐ 有 ☐ 無) (うち、企業主導型保育事業による運営費助成(予定)の有無 ☐ 有 ☐ 無) ☐ 上記以外の施設
施設等の名称	
施設等の所在地等	〒 — TEL: — — メールアドレス:
施設等の管理者名	氏名: 職名:
事業開始年月日	年 月 日

2. 運営に関する事項について記入してください。

(1) 開園(開校)曜日(開園・開校している曜日全てにレ点を記入)

☐ 日曜日 ☐ 月曜日 ☐ 火曜日 ☐ 水曜日 ☐ 木曜日 ☐ 金曜日 ☐ 土曜日

※ 施設が満3歳以上の小学校就学前の全ての幼児を対象として提供している標準的な開園時間を記載すること。((2)、(3)も同様)

(2) 開園(開校)期間 週/年間

(3) 開園（開校）時間 ※24 時間表示で記入

曜日	開園・開校時間
平日	～
土曜日	～
日曜日	～

(4) 利用定員と現員（ 年 5 月 1 日時点）※1

		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児 (※3)	4 歳児	5 歳児	6 歳児 (就学前)	合計	
定員(※2)										(A) に対する (B) の割合 B/A
現員	川崎市									
	市									
	市									
現員 計(A)										
無償化対象 現員のうち	川崎市									
	市									
	市									
無償化対象計(B) ※4										

※1 申請日が属する年度の前年度 5 月 1 日時点。 3 歳以上の現員（概ね、1 日 4 時間以上 8 時間未満、週 5 日以上、年間 39 週以上利用する幼児のみ）については、内訳を提出。

※2 定員について特に定めが無い場合、施設・設備や職員配置を考慮して同時に利用可能な人数を記入。

※3 満 3 歳児の定員・現員数は、「3 歳児」欄に記入。

※4 3 歳以上の現員のうち、子育てのための施設等利用給付を受給している子供の人数を記載。

(5) 利用料金等

		利用料（保育料） ※			
		年額	月額	半期	その他
3 歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
4 歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
5 歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
利用料（保育料）以外の料金 ※年額で記入		総額	入園料	教材費	給食費
			行事費	通園送迎費	()

※ 過去 3 年間の保育料が申請年度と同額の場合は、申請年度欄のみ記載。

(6) 申請年度における職員の配置 (____年5月1日時点)

①園長・施設長

☐ 常勤☐非常勤

人

人 常勤換算人数(※)

※一日の勤務時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入。

〔集団活動への従事〕 ☐ 従事する（資格等欄にも記入してください） ☐ 従事しない

〔資格等〕 ☐幼稚園教諭免許 ☐保育士 ☐看護師 ☐准看護師 ☐基準で定める研修修了者

☐その他 ()

②集團活動従事者

常勤 人

非常勤_____人

総数 人

常勤換算後の人数※ _____ 人

〔資格等別の内訳〕

資格等	常勤	非常勤		合計	
		実人数	換算人数	実人数	換算人数
幼稚園教諭免許					
保育士					
看護師					
准看護師					
基準で定める研修修了者					
その他					
合計					

③その他の職員

常勤 人

非常勤 人

総数 人

〔資格等別の内訳〕

資格等	常勤	非常勤	合計
調理員			
その他（ ）			
その他（ ）			
合計			

(7) 施設・設備の現況

[illegible]

(8) 非常災害に対する措置

非常災害に対する計画	有（ 消防計画： 年 月 日届出、その他の計画（内規等））			無
防災（避難・消火等）訓練	実施（実施回数 回/年 ）			未実施
集団活動室が2階にある	耐火建築物又は準耐火建築物		適	不適
集団活動室が3階以上にある	耐火建築物		適	不適
建物が無い場合の 非常災害に対する対策	有	（※具体的な対策の内容を記載）		無

(9) 健康管理・安全確保

登・降園時の健康観察		実施（実施内容を簡潔に記載）		未実施
健康診断（幼児）		実施（ 回/年） ※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。		未実施
健康診断（職員）		実施（ 回/年） ※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。		未実施
常備している医薬品等		有（主な医薬品等の種類を記載 例.消毒液、絆創膏等）		無
安全管理マニュアル		作成		未作成
保険 加入	加入	保険の種類	賠償責任保険 ・ 傷害保険 ・ その他（ ）	
	未加入	補償の内容		

(添付書類)

有資格者等について、その資格等が確認できる免許状や登録証の写し等
 保育士等の職員の勤務体制が分かる勤務割表等
 施設の平面図（消火器は○印、消火栓は「栓」の字、非常口は「非」を平面図上に記入。）
 利用案内、パンフレットの類（利用料がわかるものは当該年度分とは別に過去3カ年分が必要。）
 年間の活動計画、幼児の健康管理・安全管理等が分かる書類、保険会社との契約書類の写し
 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合(見込み)状況を説明する書類

第1号様式の2

川崎市幼稚園類似施設利用料等補助対象施設に係る内容等変更届

年 月 日

川 崎 市 長

法人所在地

法人名

代表者名

川崎市幼稚園類似施設利用料等補助対象施設等基準適合審査申請書から下記のとおり変更が生じたので届け出ます。

1 施設の名称及び所在地

2 設置年月日

3 変更事項

4 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

5 変更事由

6 変更年月日

第 2 号様式

第 号
年 月 日

様

川崎市長

川崎市幼稚園類似施設利用料等補助対象施設等決定通知書

年 月 日付けで申請がありました川崎市幼稚園類似施設の利用料等補助対象施設等基準適合審査について、次のとおり対象施設等として決定しましたので、川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
決定年月日	
対象幼児の月額基準額	月額 円／幼児 1 人
備 考	

《教示》
この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 3 号様式

第 号
年 月 日

様

川崎市長

川崎市幼稚園類似施設利用料等補助対象施設等基準適合審査申請却下通知書

年 月 日付けで申請がありました川崎市幼稚園類似施設の利用料等補助対象施設等基準適合審査について、次の理由により申請却下となりましたので、川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
却下年月日	
却下の理由	
備 考	

《教示》
この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(宛先) 川崎市長

1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の幼児が通園する施設等有する学齢簿の類、徴収金台帳等を川崎市が閲覧及び調査すること。
2. 申請内容や同意して得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定、その他の附帯業務のために川崎市が利用すること。
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。

以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

申請者	フリガナ		申請 幼児 との 続柄	1 父 2 母 3 その他 ()	現住所	〒 ー
	氏名			(注) 該当番号を○で囲い、その他の場合は注(内)にも記載して下さい。		
	連絡先 ※1 (電話番号)		☐ 父携帯 ☐ 母携帯 ☐ 自宅 ☐ その他 ()			
			☐ 父携帯 ☐ 母携帯 ☐ 自宅 ☐ その他 ()			

2. 申請幼児について記入してください。

申請 幼児 ※2	フリガナ		現住所	〒 ー
	氏名			
	生年月日	年 月 日		
			申請者と異なる場合のみ記載	

3. 利用した施設等を記入してください。

フリガナ		所在地	〒 ー	
施設・事業名			電話：	
契約している利用料※3	□月額 円	□日額 円	□時間額 円	

4. 交付申請額を記入してください。

交付申請額		金 円 (年 月～ 年 月分)						
対象月	対象施設等に支払った月額利用料(a)※4 ※5	月額基準額 (b) ※6	請求額 (a と b を比較して小さい方(c))	対象月	対象施設等に支払った月額利用料(a)※4 ※5	月額基準額 (b) ※6	請求額 (a と b を比較して小さい方(c))	交付申請額 左記 c の合計
4月				10月				円
5月				11月				
6月				12月				
7月				1月				
8月				2月				
9月				3月				

※6 月額基準額は、川崎市からの交付申請依頼で記載があった額を記載してください。

5. 給付金の振込先を記入してください。

[illegible]

※8 請求者と口座名義が異なる振込先（対象施設等は不可。）を指定する場合は、必ず下記に署名してください。

私（請求者）は、上記口座名義人に給付金の受取を委任します。
請求者氏名

第 号
年 月 日

様

川崎市長

川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金の交付について、次のとおり給付金を支給することを川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名			
申請者(保護者)の住所			
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生		
支給額	金 円	支給対象月	
支給予定日	年 月 日		
備 考			

《 教 示 》
この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 号
年 月 日

様

川崎市長

川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金の交付について、次の理由により却下となりましたので、川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名	
申請者(保護者)の住所	
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生
却下年月日	年 月 日
却下の理由	
備 考	

《 教 示 》
この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(宛先) 川崎市長

1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の幼児が通園する施設等有する学齢簿の類、徴収金台帳等を川崎市が閲覧及び調査すること。
2. 申請内容や同意して得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定、その他の附帯業務のために川崎市が利用すること。
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。

以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

申請者	フリガナ		申請 幼児 との 続柄	1 父 2 母 3 その他 ()	現住所	〒 ー
	氏名			注) 該当番号を○で囲い、その他の場合は注(1)内も記載して下さい。		
	連絡先 ※1 (電話番号)		☐ 父携帯 ☐ 母携帯 ☐ 自宅 ☐ その他 ()			
			☐ 父携帯 ☐ 母携帯 ☐ 自宅 ☐ その他 ()			

申請 幼児 ※2	フリガナ		現住所	〒 ー
	氏名			
	生年月日	年 月 日		
			申請者と異なる場合のみ記載	

フリガナ		所在地	〒 ー	
施設・事業名			電話：	
契約している利用料※3	□月額 円	□日額 円	□時間額 円	

交付申請額		金 円 (年 月～ 年 月分)						
対象月	対象施設等に支払った月額利用料(a)※4 ※5	月額基準額 (b) ※6	請求額 (a と b を比較して小さい方(c))	対象月	対象施設等に支払った月額利用料(a)※4 ※5	月額基準額 (b) ※6	請求額 (a と b を比較して小さい方(c))	交付申請額 左記 c の合計
4月				10月				円
5月				11月				
6月				12月				
7月				1月				
8月				2月				
9月				3月				

[illegible]

私（請求者）は、上記口座名義人に給付金の受取を委任します。
請求者氏名

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 氏名
住所
連絡先

川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金について、次のとおり川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金交付要綱第 1 4 条の規定に基づき報告します。

申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生
支給額	円
支給対象月	
備 考	

第 号
年 月 日

様

川崎市長

川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金の交付について、次のとおり給付金を支給することを川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金交付要綱第 15 条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名			
申請者(保護者)の住所			
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生		
支給額	金 円	支給対象月	
支給予定日	年 月 日		
備 考			

《 教 示 》
この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 号
年 月 日

様

川崎市長

川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで決定した川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金の支給について、
次の理由により取り消しましたので、川崎市幼稚園類似施設利用料等補助金交付要綱第 1
6 条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名	
申請者(保護者)の住所	
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生
取消年月日	年 月 日
取消の理由	
備 考	

《 教 示 》
この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長
に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前
記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 月以内に、
川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。